

公立大学法人大阪府立大学 I-site なんばロゴ等使用承認基準(内規)

公立大学法人大阪府立大学(以下「本学」という)の I-site なんばロゴ、サブエレメント(以下「I-site ロゴ」)使用承認の基準を次のとおり定める。

第1 使用基準

I-site ロゴは、以下の目的で使用するものとする。

- (1) 本学の教育に関すること
- (2) 本学の研究に関すること
- (3) 本学の地域貢献に関すること
- (4) 本学の業務に関わること
- (5) その他理事長が特に認めた場合

第2 使用承認の手続

I-site ロゴの使用承認の申請及び承認手続については、以下のとおりとする。

ただし、本学教職員が、業務上、前項(1)～(4)の目的で使用する場合の申請及び承認手続き方法については、別途定める。

(1)申請

使用承認を受けようとする者は、I-site ロゴの使用開始希望日の 30 日前までに、申請書(別紙様式)及び掲載予定原稿、見本等(以下「申請書等」という)を地域連携・研究支援課地域連携室なんばセンター事務所まで提出しなければならない。

(2)審査基準

理事長は、下記を基準に申請内容について審査し、使用承認の可否を決定する。

- ア 本学の事業の普及、又は広報に寄与すること。もしくは、本学の教育、研究、地域貢献、学生活動の推進に寄与すること
- イ 申請者の単なる個人的利益のための使用でないこと
- ウ 本学の品位やイメージを傷つけるような使用でないこと
- エ 使用にあたっては「I-site なんばベーシックデザインガイドライン」に準拠していること

(3)承認等

理事長は、使用承認の可否について、申請者に対しその旨を文書で通知する。

(4)承認条件

- ア I-site ロゴの使用承認期間は、承認した日以降とし、使用は承認を得た期間、範囲に限るものとする。
- イ 使用にあたって、本学は一切の経費を負担しないものとする。

- ウ 当初の申請内容に変更があった場合は、直ちに文書により届け出ること。
- エ 当該事業等終了後、速やかに実施報告書(本学 I-site ロゴを使用した印刷物、物品(写真等でも可)を添付)を提出すること。

(5)使用承認の取消し

理事長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- ア 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき
- イ 実施内容が申請内容と著しく異なるとき
- ウ 理事長が付す当該使用承認の許可条件に違反したとき
- エ その他使用させることが不相当と認められるとき

第3 使用承認にあたっての特記事項

申請者が、I-site ロゴを使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性が生じる場合は、使用料等について別途協議を行うものとする。

第4 事務取扱い

I-site ロゴの使用にかかる事務は、地域連携・研究支援課地域連携室なんばセンター事務所において行う。

附則この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則この内規は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。